

令和4年度

尼崎市立小園中学校部活動の方針

尼崎市立小園中学校の部活動は、各部の責任者(以下「顧問」)の指導の下、尼崎市立中学校部活動の方針に則り、次のとおり活動する。

1 基本的な考え

本校の部活動は、学校の教育目標に基づき、顧問等の指導の下、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、体力の向上や健康の増進、学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成等、教育活動の一環として実施する。

また、本校の部活動は、兵庫県教育委員会の「いきいき運動部活動」、尼崎市教育委員会の「尼崎市立中学校部活動の方針」に則り、学業との両立ができるバランスの良い生活を送ること、スポーツ障害を避けること、教員と生徒が向き合う時間の確保等をめざし、部活動顧問の指導に係る業務の適正化を図りながら計画的に実施する。

2 設置部

(1) 運動部(12部)

陸上競技部、野球部、ソフトボール部、サッカー部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子卓球部、柔道部(男女)

(2) 文化部(4部)

吹奏楽部、美術部、放送部、写真部

(3) その他(個人登録により中体連主催大会に出場する競技)

水泳、剣道等 ※事前に保護者より申出、校長と面談する。

3 部活動実施に向けての活動方針

- ① 活動の実施前後には、生徒の健康観察を行うとともに、怪我等の未然防止に努める。
- ② 生徒への指導においては、体罰や暴言、ハラスメントはいかなる理由があっても行わない。
- ③ 「プレイヤーズ・センタード」に基づき、部活動の主役を生徒とし、生徒をサポートする。
- ④ 生徒が部活動を通し、自ら考え、行動できる力を育むことを目指す。
- ⑤ 怪我等のあった場合は、他の教職員と協力し保護者や病院等へ連絡し、迅速に対応する。
- ⑥ 活動場所や用具の安全点検は日常的に行う。
- ⑦ 活動方針や練習予定の連絡など、日頃から保護者との連携を図る。

4 指導・運営体制

- ① 校長は、部活動活動方針を策定し、ホームページ等へ掲載し公表する。
- ② 各部活動顧問は、「部活動を通して育みたい力」を明記した、活動方針を作成し、年度初めに校長に提出するとともに、保護者会を開催し、保護者への周知を図る。
- ③ 顧問は月間練習日程・計画表を作成し、前月末までに校長に提出する。
- ④ 顧問は月間練習日程・計画表を作成し、前月末までに保護者に連絡する。
- ⑤ 部費等を徴収する場合は、年度末に会計報告を保護者、校長に提出する。

5 活動時間や休養日等の設定について

- ① 活動時間は、通常の平日2時間程度、土・日曜日等の休業日は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会等の参加においては、大会の要項や申し合わせに沿って活動し、この限りではない。
- ② 長期休業中(夏期・冬季・春期)の平日の活動時間は3時間程度とし、土日のどちらか1日は休養日とする。また、合宿や強化練習で終日練習を計画する場合は適切に休憩時間を取り入れる等、生徒及び顧問の健康安全を十分に考慮して実施する。
- ③ 平日1日、土日のどちらか1日は休養日とする。
- ④ 土・日曜日等の休業日に大会参加等で活動する場合は、学校長と相談し許可を得て休養日を別の日に振り替える。
- ⑤ 学校閉鎖期間(8月11日～17日)及び年末年始休業期間(12月29日～1月3日)は、原則、活動休止期間とし、オフシーズンの確保に努める。
- ⑥ 定期テスト1週間前及びテスト期間中は活動を行わない(ただし、テスト期間の週に大会がある場合については1時間程度の練習は校長の許可を得た上で可能とする)。
- ⑦ 朝練習の開始時刻は、7時30分以降とする。各部の状況により実施するものとするが、生徒の体調管理等安全には十分留意して実施する。また、登校時や準備等において大声・音等で近隣に迷惑をかけないように十分に注意する。
- ⑧ 最終下校時刻(校門を出る時刻)は通年18時30分とする。
- ⑨ その他、各会申し合わせ事項による。

3 留意事項

- ① 各部の指導は、複数の顧問で指導にあたる。(複数顧問制)
- ② 活動場所の安全確認や熱中症予防、交通事故防止等、生徒の健康安全に十分留意する。

以上